

## 議案第55号

### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する 条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する<u>者</u>にあっては、<u>第1号、第3号及び第4号</u>）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。</u></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号</u>）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>があること。</u></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合</u> <u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>

行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第4項で定める場合 旧令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6条第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別の事情によ

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に

り常時の介護を必要とするかどうかを確認しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確認しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

- 第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた者以外の者

規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

- 第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者

(入居後出生した子を除く。)を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(3) 同居させようとする者が入居者の親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場(以下「県営住宅駐車場」という。)の使用料(以下「駐車場使用料」という。)、第15条の2第2項の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

(入居後出生した子を除く。)を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場(以下「県営住宅駐車場」という。)の使用料(以下「駐車場使用料」という。)又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) 家賃を滞納していないこと（未納の家賃について、知事の指示に基づき計画的に弁済している場合を含む。）。

(3) 略

2 略

附 則

1～3 略

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) 家賃を滞納していないこと。

(3) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 当分の間、県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を備えている者とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する<u>者</u>(以下「被災者等」という。)にあっては、第3号及び第4号)に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が令第6条第2項に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する県営住宅</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する<u>被災者等</u>(以下「被災者等」という。)にあっては、第3号及び第4号)に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が令第6条第3項第3号に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する県営住宅</p>

条例第9条の5第2項の規定により認定された収入の額（第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が令第6条第2項に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。

2～4 略

条例第9条の5第2項の規定により認定された収入の額（第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が令第6条第3項第3号に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。

2～4 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条の改正規定、第5条の2の改正規定及び附則第4項を削る改正規定並びに第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。